

自動車リサイクル法登録・許可申請に関するQ&A

Q01) 持参により申請・届出を行う場合、予約は必要ですか。

A01) 持参により行う申請・届出については、必ず電話等で事前に予約してください。

なお、解体業及び破碎業の新規許可申請、又は解体業者及び破碎業者が施設の変更を行う場合は、着工前に事前協議が必要となります。事前協議の手続には相応の時間を要しますので、計画が具体的になった段階で早めに御相談ください。

Q02) 郵送により申請・届出を行う場合、予約は必要ですか。

A02) 郵送により行う申請・届出については、予約は不要です。

県への到着日が申請の受付日となりますので、更新の申請の場合は登録期限又は許可期限までに余裕を持って申請してください。

なお、郵送の方法については、県ホームページに『自動車リサイクル法登録・許可申請書等の郵送の方法について』を掲載していますので、必ず御確認をお願いします。

【参考】郵送による申請が可能な手続

県証紙を貼付けした申請書の郵送には、簡易書留又はレターパックプラスを御利用ください。

	新規登録 新規許可	変更届出 廃業等届出	更新登録 更新許可	変更許可	事前協議
引取業	○	○	○		
フロン類回収業	○	○	○		
解体業	持参のみ	○	○		持参のみ
破碎業	持参のみ	○	○	持参のみ	持参のみ

Q03) 県内に複数の事業所があります。事業所ごとに登録や許可が必要ですか。

A03) 申請者が同一である場合は、複数の事業所をまとめて申請できます。代表する事業所が所在する市町を所管する環境森林事務所又は小山環境管理事務所に申請してください。

ただし、宇都宮市内の事業所については、宇都宮市役所に手続をお願いします。

(お問合せ先：宇都宮市廃棄物政策課 電話番号：028-623-2928)

Q04) 住民票は、どのようなものを添付すればいいですか。

A04) 本籍地の記載があるもの、外国人の場合は国籍等の記載があるものを添付してください。

また、マイナンバーは不要です。マイナンバーの記載がないものを添付してください。

Q05) 証明書類の中に発行から3ヶ月を超過したものがあります。取り直す必要はありますか。

A05) 取り直した上で、申請日前3ヶ月以内に発行された証明書類を添付してください。

Q06) 申請書や誓約書等に押印は必要ですか。

A06) 押印は不要です。

Q07) 申請を同時に2つ提出したいのですが、双方に原本の証明書類の添付が必要ですか。

A07) 同一の申請者が同時に複数の申請を行う場合は、原本の証明書類を一方の申請書に添付すれば、他の申請書については、同じ内容の証明書類の添付を省略できます。（写しの添付も不要です）
なお、申請書と変更届を同時に提出する場合は、証明書類等の添付書類を申請書に添付すれば、変更届については、同じ内容の証明書類等の添付を省略できます。（写しの添付も不要です）

Q08) 更新の申請はいつからできますか。

A08) 登録期限又は許可期限の3ヶ月前から受け付けています。

Q09) もし登録期限又は許可期限を過ぎてしまったらどうなりますか。

A09) 登録又は許可は失効となります。

有効期限を過ぎて申請した場合は新規申請となるため、改めて登録又は許可を取得するまでは業を営むことができなくなりますので御注意ください。

なお、郵送の場合は県への到着日が申請の受付日となりますので、登録期限又は許可期限までに余裕を持って申請してください。

Q10) 申請書・届出書の副本は必要ですか。

A10) 受付印を押印してお返ししますので、副本1部を提出してください。

なお、持参の場合は、副本として正本一式の写し（正本の白黒コピーで差し支えありません）を御用意ください。郵送の場合は、副本の添付書類は省略可能です。

Q11) 登録通知書・許可証は郵送してもらえますか。その際の郵送料はいくらですか。

A11) 希望者には、登録通知書・許可証を郵送します。

許可証の郵送を御希望される場合は、申請時に、宛名を記載したレターパックプラス（520円）を提出してください。（レターパックライト（370円）では対応できません。）

登録通知書の郵送を御希望される場合は、申請時（変更届出を含む）に、切手（例：定形郵便の場合は84円）を貼付けし郵送先の宛名を記載した封筒又は宛名を記載したレターパックライト（370円）を提出してください。

また、郵送で申請・届出をした場合に、登録通知書・許可証の返送に先立って副本の返送を御希望の場合は、副本返送用の封筒等（返送に必要な金額の切手を貼付けし郵送先の宛名を記載した封筒又は宛名を記載したレターパックライト（370円））を併せて提出してください。

Q 1 2) 【引取業関係】申請書第2面に記載されている『使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類』とはどのようなものですか。

A 1 2) 県ホームページに『残存フロン類の確認方法』を掲載していますので、御利用ください。

Q 1 3) 【フロン類回収業関係】使用しているフロン類回収設備について、納品書等が保存されていないため、所有権を証する書類がありません。どのようにしたらよいですか。

A 1 3) フロン類回収設備を購入した業者等から販売証明書の発行を受け、写しを添付してください。販売証明書を入手できない場合は、現況の写真（①回収装置を含む事業所全体がわかるもの、②回収装置のアップ、③回収装置裏面の仕様銘板）及び資産台帳等の写しを提出してください。フロン類回収設備について記載された資産台帳等がない場合は、代わりに所有権申立書（様式の定めはありません。申立ての日を明示した上で、申請者が写真のフロン類回収設備を所有している旨を記載してください）を提出してください。

Q 1 4) 登録又は許可を受けた後、すぐに事業を実施開始できますか。

A 1 4) 自動車リサイクルシステムを使用するための登録が別途必要となります。詳しくは、自動車リサイクルシステムのホームページ (<http://www.jars.gr.jp/>) を御覧ください。

以上